消費者の強い味方

クーリング・オフ制度（Ⅰ）

クーリング・オフ制度とは、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば、一方的に無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフの方法

通知は必ず書面で行いましょう!

- はがきは両面ともコピーをとり、控えとして保管しましょう。
- 特定記録郵便または簡易書留にして郵便局から発送しましょう。
- クレジットカードでの支払いの場合には、クレジット会社に通知し、念のために販売業者にも同様のはがきを発送しましょう。

はがきで通知するときの記載例

契約の解除（申込みの撤回）の通知

契約（申込み）日　○年○月○日
商品名　○○○○○
契約金額　○○○○○円
販売店名　○○○○○
右契約（申込み）は解除（撤回）します。

なお支払った○○円はお返しください。
商品は早急にお引き取りください。

住所
氏名

すでに代金を支払っている場合や、
受け取った商品がある場合に記入します。

クーリング・オフの効果

- クーリング・オフ期間内に書面を発送すれば、相手に届いていなくても有効です。
- 損害賠償や違約金を支払う必要はありません。
- 支払った現金は全額返してもらえます。
- 販売業者の費用負担で商品を返品できます。
- 工事などにより土地や建物などの状態が変わった場合は、無料で元の状態に戻してもらえます。

ただし、クーリング・オフができる場合、できない場合があります